

伊 勢 市 公 報

第 131 号
平成 23 年 4 月 20 日

水 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
規 則	
○ 伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市矢持会館条例規則	7
○ 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則	20
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	22
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	50
○ 伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則	63
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	65
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	69
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	74
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	78
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程	80
○ 伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程	86
上 下 水 道 事 業 管 理 規 程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	88
告 示	
○ 固定資産税・都市計画税の納期限の延長について	91
○ 伊勢市ふるさと応援寄付金の指定代理納付者の指定について	92
○ 伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の私人への委託について	93
○ 退職手当審査会に関する事務の委託について	95
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	98
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	99
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	100
○ 道路の区域変更について	101
○ 道路の供用開始について	102
○ 道路の供用開始について	103
○ 地縁による団体の認可について	104
○ 地縁による団体の認可について	106
○ 地縁による団体の認可について	108
○ 市民税及び県民税に係る期限の延長について	110
○ 平成 23 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	111
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	119
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	120
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	121
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	122
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	123
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	124
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	125

○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	126
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について	127
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	128
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	129
○ 地域包括支援センターの設置の届出について	130
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	131
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	132
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	133
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	134
○ 地籍調査の実施について	135
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	136
教育委員会告示	
○ 伊勢市教育委員会会議の招集について	137
選挙管理委員会告示	
○ 三重県知事選挙関係	
・ 開票の日時及び場所について	138
・ 開票管理者及びその職務代理者の選任について	139
・ 投票所の設置について	140
・ 投票管理者及びその職務代理者の選任について	143
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取り消しについて	146
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	147
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取り消しについて	148
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	149
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域について	150
公 告	
○ 犬の抑留について	153
○ 公示送達	154
病院事業公告	
○ 職員の採用試験について	155
○ 職員の採用試験について	157
○ 看護職員奨学生の募集について	159
公 表	
○ 平成 22 年度随時監査結果に対する措置状況について	161

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 10 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「35 万円」を「39 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例第 7 条の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

(伊勢市消防本部に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防本部に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 151 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表通信指令課の項中「通信指令第 2 係」を「通信指令第 2 係、通信指令第 3 係」に改める。

(伊勢市救急業務実施規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市救急業務実施規則(平成 17 年伊勢市規則第 164 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「若しくは通信指令第 2 係」を「、通信指令第 2 係若しくは通信指令第 3 係」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市矢持会館条例規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市矢持会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市矢持会館条例(平成 22 年伊勢市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により伊勢市矢持会館(以下「会館」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ伊勢市矢持会館利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、利用許可申請書を利用日の 3 月前から利用日の 3 日前までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、伊勢市矢持会館利用許可書(様式第 2 号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用許可の変更又は取消し)

第 4 条 会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市矢持会館利用変更許可申請書(様式第 3 号)又は伊勢市矢持会館利用取消承認申請書(様式第 4 号)に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の 3 日前までに提出して行わなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請書を受理し、正当な理由があ

ると認めたときは、伊勢市矢持会館利用変更許可書(様式第5号。以下「利用変更許可書」という。)又は伊勢市矢持会館利用許可取消通知書(様式第6号)を当該申請書を提出した者に交付する。

(利用時間)

第5条 利用者が会館を利用することができる時間は、許可を受けた時間(次項において「利用時間」という。)内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、会館の利用開始後はこれを認めない。ただし、会館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第6条 会館の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(許可書の掲示)

第7条 利用者は、会館を利用する際、利用許可書又は利用変更許可書を会館を管理する係員(以下「係員」という。)に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条の規定により、利用料金の減免を行うことのできる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 10割
- (2) 市内の社会教育団体又は公共的団体が主催する行事に利用する場合 10割
- (3) 市が後援し、又は協賛する行事に利用する場合 5割
- (4) 前3号に準ずるもので、指定管理者が特に必要と認めた場合 当該各号に準ずる割合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、伊勢市矢持会館利用料金減免

申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第12条ただし書の規定により、利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が利用を開始する3日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者が許可した場合 既納利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認められた場合 その都度指定管理者が定める額

(特別の設備等の許可)

第10条 利用者は、条例第13条第3項の規定により、会館利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(損傷等の届出)

第11条 利用者その他会館を利用する者(以下「利用者等」という。)は、会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市矢持会館施設等損傷(滅失)届(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 12 条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (1) 許可された以外の施設、設備、備品等を利用しないこと。
- (2) 指定場所以外での火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 危険物、不潔物及び動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 壁、柱、窓等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (6) 利用の後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (7) その他指定管理者が会館の管理上必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 13 条 会館及び会館の敷地内において物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(係員の立入り)

第 14 条 利用者は、係員が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

伊勢市矢持会館利用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用の許可を申請します。
なお、利用に当たっては、利用の条件を守ります。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用目的					
利用施設	会議室1	会議室2	会議室3		
特別の設備	1 有(別紙のとおり)		2 無		
利用予定人数	名	冷暖房利用	1 有 2 無		
※利用料金	規定の利用料	円(室料	円、冷暖房	円)	
	減免額	円(施設	円、冷暖房	円)	
	差引利用料金	円(室料	円、冷暖房	円)	

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

伊勢市矢持会館利用許可書

年 月 日
第 号

様

指定管理者

印

次のとおり伊勢市矢持会館の利用を許可します。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用目的					
利用施設	会議室1	会議室2	会議室3		
特別の設備等	1 有(別紙のとおり)		2 無		
利用予定人数	名	冷暖房 利用	1 有 2 無		
利用料金	円(室料 円)				
利用条件	伊勢市矢持会館条例及び同条例施行規則を遵守し、係員の指示に従うこと。				

様式第3号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用変更許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用許可の変更を申請します。

利用許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
利用の許可 を受けた 施設	会議室 1 会議室 2 会議室 3					
変更理由						
変更事項	日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	利用 施設	会議室 1 会議室 2 会議室 3				
※利用料金	変更後利用料				円	
	既納利用料				円	
	差引き				円 (還付・不足)	

- 注 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 利用許可書を添付してください。

様式第4号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用許可取消承認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の利用許可の取消しを申請します。

利用許可日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の許可を受けた施設	会議室1 会議室2 会議室3				
利用の取消しをしたい施設	会議室1 会議室2 会議室3				
利用取消理由					
※利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第9条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第2号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第3号該当		<input type="checkbox"/> 第9条第4号該当 <input type="checkbox"/> その他()	
	還付金	既納利用料 円	還付率 /100	還付金額 円	

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

伊勢市矢持会館利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市矢持会館の利用の変更について、次のとおり許可します。

利用許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
利用の許可 を受けた 施設	会議室 1	会議室 2	会議室 3			
変更理由						
変更事項	日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	利用 施設	会議室 1	会議室 2	会議室 3		
※利用料金	変更後利用料金				円	
	既納利用料金				円	
	差引き				円 (還付・不足)	

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 6 号(第 4 条関係)

伊勢市矢持会館利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった伊勢市矢持会館の利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

利用許可日	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の許可を受けた施設	会議室 1 会議室 2 会議室 3				
利用の取消しをしたい施設	会議室 1 会議室 2 会議室 3				
利用取消理由					
※ 利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第 9 条第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 第 9 条第 2 号該当 <input type="checkbox"/> 第 9 条第 3 号該当		<input type="checkbox"/> 第 9 条第 4 号該当 <input type="checkbox"/> その他()	
	還付金	既納利用料	還付率		還付金額
		円	/100		円

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第7号(第8条関係)

伊勢市矢持会館利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

伊勢市矢持会館の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

利用の日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用の目的					
利用施設	会議室1	会議室2	会議室3		
減免理由					
※審査内容	<input type="checkbox"/> 第8条第1号該当(10割) <input type="checkbox"/> 第8条第2号該当(10割) <input type="checkbox"/> 第8条第3号該当(5割)		<input type="checkbox"/> 第8条第4号該当(割)		

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第8号(第11条関係)

伊勢市矢持会館施設等損傷(滅失)届

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおり伊勢市矢持会館の施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。

利用の許可 年月日及び 許可番号	年 月 日 許可第 号
利用の目的	
損傷(滅失) の日時	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失) した施設等 の箇所及び 程度	
損傷(滅失) の原因及び 状況	

注 ※印の欄は記入しないでください。

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を廃止する規則

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 42 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 8 を削る。

第 7 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 7 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関）

第 8 条 条例第 10 条第 2 号に規定する規則で定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関とする。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第 9 条 条例第 11 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項の書面の様式及び条例第 13 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

2 条例第 13 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）又は第 2 項の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第 10 条 条例第 12 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

2 条例第 12 条第 2 項（同項第 1 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の

様式は、様式第 10 号のとおりとする。

3 条例第 12 条第 2 項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 11 号のとおりとする。

4 条例第 12 条第 3 項の規定による処分に係る同条第 10 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 12 号のとおりとする。
（退職手当返納命令書の様式）

第 11 条 条例第 14 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 6 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

2 条例第 14 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 6 項又は条例第 15 条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

（条例第 16 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第 15 号のとおりとする。

第 13 条を第 14 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第 13 条 条例第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面は、様式第 16 号のとおりとする。

2 条例第 16 条第 4 項又は第 5 項の規定による処分に係る同条第 7 項において準用する条例第 11 条第 2 項の書面は、様式第 17 号のとおりとする。

様式第 7 号から様式第 11 号までを次のように改める。

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第11条第1項 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額) 円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額) 円

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることが出来る。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることが出来る。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は ※(2)）提起することが出来る（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することは出来ない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することが出来る（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することは出来ない。）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は ※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分 of 取消し)	
<p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は ※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう

様式第 11 号の次に次の 6 様式を加える。

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は ※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が伊勢市職員退職手当支給条例第13条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額) 円
(伊勢市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により控除される失業者退職手当額) 円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第14条第1項 第15条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)			円
(伊勢市職員退職手当支給条例	第14条第1項 第15条第1項	の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

伊勢市職員退職手当支給条例第16条第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、伊勢市職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

(裏面)

<p>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</p>	円
<p>(伊勢市職員退職手当支給条例第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)</p>	円
<p>(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</p>	

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第16条第1項
 第16条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既
 第16条第3項

に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(伊勢市職員退職手当支給条例	第16条第1項 第16条第2項 第16条第3項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第16条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第16条第4項 第16条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(伊勢市職員退職手当支給条例	第16条第4項 第16条第5項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第16条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 23 条・第 24 条」を「第 23 条」に、「第 25 条・第 26 条」を「第 24 条・第 25 条」に、「第 27 条―第 29 条」を「第 26 条―第 30 条」に、「第 30 条・第 31 条」を「第 31 条・第 32 条」に、「第 32 条―第 36 条」を「第 33 条―第 37 条」に改める。

第 3 条の表健康福祉部の部こども課の項中「こども育成係」を「こども育成係 こども家庭相談センター」に改め、同表都市整備部の部用地課の項中「境界係」を「境界係 地籍調査係」に改める。

第 6 条の表総務部の部課税課の款税務係の項中第 15 号を第 16 号とし、第 9 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 軽自動車税の減免及び納期限の延長に関する事。

第 6 条の表総務部の部課税課の款市民税係の項第 3 号中「延納」を「納期限の延長」に改め、同款固定資産税係の項第 3 号中「延納」を「納期限の延長」に改め、同表環境生活部の部戸籍住民課の款届出係の項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 外国人登録に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 住民基本台帳カードの作成に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

(7) 戸籍関係に伴う諸証明に関すること。

(8) 外国人登録記載事項の証明に関すること。

第6条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第6号を削り、第5号中「住所に付随する証明」を「住所関係に伴う諸証明」に改め、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款環境対策係の項第11号を次のように改める。

(11) 墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款環境対策係の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次に2号を加える。

(12) 市営墓地の運営に関すること。

(13) 規格葬儀に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款ごみゼロ推進係の項第4号中「伊勢廃棄物投棄場」を「廃棄物投棄場」に改める。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第20号とし、第24号から第27号までを3号ずつ繰り上げ、同部子ども課の款保育係の項第4号中「心身障害児通園施設」を「認定子ども園」に改め、同課子ども育成係の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 放課後児童対策事業に関すること。

第6条の表健康福祉部の部こども課の款こども育成係の項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同款に次のように加える。

こども家庭相談センター

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 児童の虐待の防止に関すること。
- (3) 女性保護に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に関すること。
- (5) 要保護児童対策地域協議会に関すること。

第6条の表健康福祉部の部長寿課の款長寿係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 認知症対応型共同生活介護事業に関すること。

第6条の表健康福祉部の部障がい福祉課の款障害福祉係の項第7号中「障害者授産施設」を「障がい者就労支援施設」に改め、同表都市整備部の部交通政策課の款交通安全係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部用地課の款境界係の項第2号中「地籍その他地理」を「法定外公共物の処分」に改め、同款に次のように加える。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 街区基準点の保全、管理に関すること。
- (3) その他地理に関すること。

第23条第1項の表二見総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、同表小俣総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、同表御菌総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、「福祉健康課」を削り、

同条第2項の表地域振興課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表生活環境課の項を次のように改める。

生活福祉課

- (1) 市民カードに関する事。
- (2) 戸籍事務に関する事。
- (3) 住民記録事務に関する事。
- (4) 公的個人認証に関する事。
- (5) 住居表示事務に関する事。
- (6) 印鑑登録事務に関する事。
- (7) 外国人登録事務に関する事。
- (8) 国民年金事務に関する事。
- (9) 国民健康保険に関する事。
- (10) 後期高齢者医療に関する事。
- (11) 福祉医療費の助成に関する事。
- (12) 税証明(所得証明、納税証明、課税証明、評価証明及び公課証明)に関する事。
- (13) 軽自動車税(減免申請書、標識弁償金、車両登録管理、証明書等)の受付、交付、発行等に関する事。
- (14) 臨時運行許可業務に関する事。
- (15) 市税(県民税含む。)及び税外収入金の窓口収納、口座振替に関する事。
- (16) 伊勢市離宮の湯に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)
- (17) 介護保険に関する事。
- (18) 保育所入所及び保育料に関する事。
- (19) 家庭児童相談に関する事。

- (20) 子ども手当に関する事。
- (21) 児童扶養手当に関する事。
- (22) 高齢者福祉に関する事。
- (23) 生活保護に関する事。
- (24) 遺家族等援護に関する事。
- (25) 身体障害者福祉に関する事。
- (26) 知的障害者福祉に関する事。
- (27) 精神障害者福祉に関する事。
- (28) 障害児福祉に関する事。
- (29) 保健事業に関する事。
- (30) 二見老人福祉センターの管理に関する事(二見総合支所生活福祉課に限る。)
- (31) 小俣老人福祉会館に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)
- (32) 伊勢市保健福祉会館に関する事(小俣総合支所生活福祉課に限る。)

第 23 条第 2 項の表中福祉健康課の項を削る。

第 24 条を削る。

第 25 条中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、第 22 号を第 23 号とし、第 21 号を削り、第 20 号を第 22 号とし、第 6 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 2 号を加え、同条を第 24 条とする。

- (6) 印鑑の登録及び証明に関する事(法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に係るものを除く。)
- (7) 外国人登録記載事項の証明に関する事。

第 26 条を第 25 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(小俣保健センター)

第 26 条 伊勢市小俣保健センター条例(平成 17 年伊勢市条例第 126 号)

第 1 条の規定に基づき設置された伊勢市小俣保健センター(以下この条において「小俣保健センター」という。)は、生活支援課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 小俣保健センターの運営に関すること。

第 36 条を第 37 条とし、第 31 条から第 35 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 30 条第 1 項の表保育所の項の次に次のように加える。

認定こども園			園長
--------	--	--	----

第 30 条第 3 項の表保育所の項中「副園長、主任保育士」を「主任保育士」に改め、同項の次に次のように加える。

認定こども園	主任保育士、主査、主任、副主任
--------	-----------------

第 30 条を第 31 条とし、第 29 条を第 30 条とし、第 28 条を第 29 条とし、第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(認定こども園)

第 28 条 伊勢市立認定こども園条例(平成 22 年伊勢市条例第 24 号)第 1

条の規定により設置された認定こども園は、健康福祉部こども課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入園児童の保育に関すること。
- (2) 認定こども園の運営に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市印の部中

国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票及び特定同一世帯所得者異動連絡票	各総合支所生活環境課長	3
介護保険被保険者証及び介護保険資格者証	各総合支所福祉健康課長	3

を

国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票、特定同一世帯所得者異動連絡票、介護保険被保険者証及び介護保険資格者証	各総合支所生活福祉課長	3
---	-------------	---

に改め、同表市役所印の項中「総務課長」を「職員課長」に改め、同表市長印の部

市伊
長勢

 の項中「各総合支所福祉健康課長」を「各総合支所生活福祉課長」に、同部

伊勢
市長
<small>各総合支所</small>

 の項中「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、同部

市伊
長勢

 の項中

戸籍及び住民基本台帳に関する証明書の訂正	各総合支所生活環境課長	9	を
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る納入通知書、納付通知書及び督促状等通知書の訂正	各総合支所福祉健康課長	3	

戸籍及び住民基本台帳に関する証明書並びに国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る納入通知書、納付通知書及び督促状等通知書の訂正	各総合支所生活福祉課長	6
---	-------------	---

に、「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、市長印（市長の氏）の部から市長職務代理者印（市長職務代理者の氏）の部までの規定中「各総合支所生活環境課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、会計管理者印の項中

現金の出納	会計課長	2
-------	------	---

 を

現金の出納	会計課長	1
-------	------	---

 に改め、所長印の項中「各総合支所福祉健康課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、出納員印の部中、

伊勢市出納 領収書 <small>二見総合支所生活環境課長</small>	か い 書	長 方 縦14 横49	二見総合支所生活環境課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所生活環境課長	2
---	-------------	----------------------	----------------------------	--------------	---

伊勢市出納 領収 小俣総合支所 生活環境課長	か い 書	長方 縦 16 横 31	小俣総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 環境課長	1
伊勢市出納 領収 小俣総合支所生活環境課長	か い 書	長方 縦14 横 49	小俣総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 環境課長	1
伊勢市出納 領収 御菌総合支所生活環境課長	か い 書	長方 縦14 横 49	御菌総合支所生活環 境課の所管事務に係 る諸収入金の収納	御菌総合 支所生活 環境課長	2

を

伊勢市出納 領収 二見総合支所生活福祉課長	か い 書	長方 縦14 横49	二見総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	二見総合 支所生活 福祉課長	2
伊勢市出納 領収 小俣総合支所 生活福祉課長	か い 書	長方 縦 18 横 32	小俣総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 福祉課長	1
伊勢市出納 領収 御菌総合支所生活福祉課長	か い 書	長方 縦14 横 49	小俣総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	小俣総合 支所生活 福祉課長	1
伊勢市出納 領収 小俣総合支所生活福祉課長	か い 書	長方 縦14 横 49	御菌総合支所生活福 祉課の所管事務に係 る諸収入金の収納	御菌総合 支所生活 福祉課長	2

に、

「

収税課長	1
------	---

」を「

収税課長	2
------	---

」に、

「

生活支援課長	1
--------	---

」を「

生活支援課長	2
--------	---

」に、

「

こども課長	4
-------	---

」を「

こども課長	16
-------	----

」に、

「

教育委員会事務局 文化振興課長	3
--------------------	---

」を「

教育委員会事務局 文化振興課長	1
--------------------	---

」に、

「

二見総合支所生活環境課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所生活環 境課長	2
二見総合支所福祉健康課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所福祉健 康課長	1

」を

「

二見総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	二見総合支所生活福 祉課長	2
------------------------------------	------------------	---

」に、

「

小俣総合支所生活環境課の所 管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活 環境課長	3
小俣総合支所生活環境課の所 管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活 環境課長	1

」を

小俣総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	小俣総合支所生活福 祉課長	3	に、
------------------------------------	------------------	---	----

御菌総合支所生活環境課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所生活環 境課長	2	を
御菌総合支所福祉健康課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所福祉健 康課長	2	

御菌総合支所生活福祉課の 所管事務に係る諸収入金の 収納	御菌総合支所生活福 祉課長	2	に、
------------------------------------	------------------	---	----

同項中	教育委員会事務局生 涯学習・スポーツ課長	7	を	教育委員会事務局生 涯学習・スポーツ課長	6
-----	-------------------------	---	---	-------------------------	---

に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表環境生活部の部清掃課の項中「庶務係長」を「清掃課員」に改め、同表健康福祉部の部こども課の項中「各保育所(園)長」を「各保育所(園)長 しごうこども園長」に改め、同表二見総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項を削り、同表小俣総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項

を削り、同表御菌総合支所の部中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、福祉健康課の項を削る。

(伊勢市離宮の湯条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市離宮の湯条例施行規則（平成17年伊勢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第6条中「生活環境課」を「生活福祉課」に改める。

(証明書等自動交付事務取扱規則の一部改正)

第5条 証明書等自動交付事務取扱規則（平成17年伊勢市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活環境課長」を「生活福祉課長」に改める。

(伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部改正)

第6条 伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則（平成17年伊勢市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第7条中「小俣総合支所福祉健康課」を「健康福祉部長寿課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 18 号

伊勢市福祉健康センター処務規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分中「11 人以内」を「12 人以内」に改め、同条第 2 号を同条第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定管理者 1 人

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 20 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 11 条」を「第 15 条」に改める。

第 11 条中「前条第 2 項」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 15 条関係）

機械等備品使用料

種 別	単 位	金額（円）	備 考
帯鋸	1 時間当 たり	630	1 使用時間が 30 分以内のときは、1 時間当たりの使用料の半額とする。
自動一面鉋盤	〃	840	
手押鉋盤	〃	680	
万能丸鋸盤	〃	630	2 使用時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間の使用料とする。
横切り機	〃	520	
卓上ボール盤	〃	420	
糸のこぎり盤	〃	470	
バフ	〃	420	3 使用時間が 1 時間を超えるときは、30 分（30 分未満は 30 分とする。）を増すごとに 1 時間当たりの使用料の半額を加算
グラインダー	〃	420	
ベルトサンダー	〃	470	
木工旋盤	〃	630	
エアプラズマ溶接機	〃	1,570	
万能試験機	〃	1,410	
衝撃試験機	〃	360	

天秤	〃	360	する。
分光光度計	〃	470	4 起業家支援室等の使用者の機械等備品使用料は、無料とする。
ガスクロマトグラフ	〃	1,570	
原子吸光分析装置	〃	730	
蛍光X線分析装置	〃	1,570	
恒温恒湿器	〃	570	
定温恒温器	〃	360	
定温乾燥機	〃	360	
マッフル炉	〃	360	

様式第2号、様式第4号及び様式第14号を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税の減免)」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 10 条の 2 条例第 51 条第 2 項に規定する第 5 号に掲げる者のうち規則で定めるものは、別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の部中法人市民税にかかるものとする。

別表第 1 条例第 51 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「当該年度分の税額のうち」を「減免の申請があった日の属する年度に賦課される市民税額（条例第 47 条第 1 項に規定する場合以外で、かつ、前年度以前に課されるべきであった市民税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）のうち、減免の申請日以後において」、「特別徴収義務者に徴収されるべき日」を「法第 321 条の 5 第 1 項又は法第 321 条の 7 の 6 の規定により特別徴収義務者が市へ納入すべき日」に改め、同表条例第 51 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項減免の対象となる者の欄中「当該年の合計所得金額（法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。）及び失業保険給付金等の見込額の合算額が当該年の 4 月 1 日に属する年度のその者に係る市民税の課税最低限度額」を「減免の申請があった年（以下「当該年」という。）の合計所得金額（法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得金の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金

額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。）をいう。以下同じ。）の見込額（当該年に失業又は廃業等を起因とする給付金等を受ける場合は、当該給付金等の見込額を所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等とみなして、この金額を計算するものとする。以下「所得金額等」という。）が当該年の 4 月 1 日に属する年度のその者に係る条例附則第 5 条第 1 項に規定する市民税の所得割が非課税となる額（以下「非課税限度額」という。）に改め、同項減免する税額の欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、「当該年の合計所得金額及び失業保険給付金等の見込額の合算額が課税最低限度額」を「所得金額等が非課税限度額」に改め、同表条例第 51 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項減免の対象となる者の欄中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削り、同項減免する税額の欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 51 条第 1 項第 4 号に該当する場合の項中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 51 条第 1 項第 5 号に該当する場合の部災害により納税義務者が死亡した場合の相続人（法第 9 条の規定により当該納税義務者の納税義務を承継した相続人をいう。以下「相続人」という。）の項から生活貧困のため私的な生活扶助を受ける者の項までの規定中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部災害以外の理由により、納税義務者（ただし、前年の合計所得金額が 4,500,000 円を超える者は除く。）が死亡した場合の相続人で、当該年の合計所得金額の見込額が当該年の 4 月 1 日の属する年度のその者に係る市民税の課税最低限度額以下であり、かつ、生活が著しく困難であると認められるものの項の欄中「課税最低限度額」を「非課税

限度額」に改め、同項減免する税額欄中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 106 号）第 8 条に規定する法人である政党又は政治団体で、かつ、収益事業を行わないものの項から特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人で、かつ、収益事業を行わないものの項までの規定中「当該年度分の税額のうち、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が必要と認める者の項中「税額」を「市民税額」に改める。

別表第 2 条例第 71 条第 1 項第 1 号に該当する場合の部生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助若しくは介護扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産の項中「当該年度分の税額」を「減免申請のあった日の属する年度に賦課される固定資産税額（前年度以前に課されるべきであった固定資産税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）」に改め、「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部生活貧困のための私的な生活扶助を受ける者の所有し、専ら自らの居住の用に供する固定資産の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 71 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項及び条例第 71 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第 71 条第 1 項第 4 号に該当する場合の部国又は地方公共団体に買収された固定資産の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が特に必要と認める固定資産の項中「当該年度分

の税額」を「当該年度分の固定資産税額」に改める。

別表第3条例第89条第1項第1号に該当する場合の部学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人が所有し、その設置する学校の直接保育又は教育の用に供する軽自動車等の項中「当該年度分の税額」を「減免の申請のあった日の属する年度に賦課される軽自動車税額（前年度以前に課されるべきであった軽自動車税額を除く。以下この表において「当該年度分の税額」という。）に改め、「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設の経営者又は設置者が所有し、その設置する施設の直接その本来の用に供する軽自動車等の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同表条例第89条第1項第2号に該当する場合の部消防専用の軽自動車等の項中「算定した税額で、」の次に「減免の申請日以後において」を加え、同部その他市長が特に必要と認める軽自動車等の項中「当該年度分の税額」を「当該年度分の軽自動車税額」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則
第 92 号)の一部を次のように改正する。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第11号(第15条関係)

戸・住・附・外・身・広・諸
係 点検

印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 伊勢市長
次のおり印鑑登録カード(証)を添えて申請します。

フリガナ
あなたの氏名
あなたの住所
生年月日 明・大・昭・平	年 月 日

※印鑑登録カード(証)は、押印が必要で、申請書では不足する場合があります。

登録番号	フリガナ 必要人の氏名 〔印鑑登録カード(証) の名義人の氏名〕	必要人の住所 〔印鑑登録カード(証) の名義人の住所〕	性別	印鑑登録カード(証)の種類			
				新伊勢	旧伊勢	旧二見	旧小俣 旧御園
		□「あなたの住所」と同じ 伊勢市	男・女				

注意：印鑑登録カード(証)の提示がない場合、印鑑登録カード(証)名義人の本人申請であっても証明書を交付することができません。

※事務処理欄(本人確認)

係	免・保・住カ・バ・年・外・医 社・学・口頭質問・他()
---	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 22 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部
を次のように改正する。

様式第 5 号中

既 往 症		服 用 薬 剤	
-------	--	---------	--

を

既 往 症		服 用 薬 剤	
病 院 選 定 経 過			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する規程
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程(平成 17 年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の(5)の表 3 の項中「延納」を「納期限の延長」に改める。

別表第 2 の 3 の(2)の表 8 の項中「市勢要覧等」を「市勢統計要覧等」に改める。

別表第 2 の 4 の(1)の表 4 の項中「任命に関すること。」を「委嘱又は解職に関すること。」に改める。

別表第 2 の 4 の(2)の表 1 の項を次のように改める。

1	住民基本 台帳事務の 処理		重要	簡易	定例的か つ簡易	
---	---------------------	--	----	----	-------------	--

別表第 2 の 4 の(2)の表中 22 の項を 24 の項とし、18 の項から 21 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、17 の項を削り、16 の項を 19 の項とし、6 の項から 15 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、5 の項を 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

7	住民基本 台帳カード の作成に関 すること。				○	
8	公的個人 認証に関す ること。				○	

別表第2の4の(2)の表4の項の次に次のように加える。

5	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害保護者のための住民基本台帳事務における支援措置に関すること。				○	
---	---	--	--	--	---	--

別表第2の4の(4)の表36の項中「伊勢」を削る。

別表第2の5の(4)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項中「保健福祉計画」を「保健福祉計画等」に改め、同項を同表13の項とし、同表15の項を同表14の項とする。

別表第2の5の(5)の表1の項中「保育所」を「保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）」に改め、同表4の項中「保育所」を「保育所等」に改め、同表5の項中「市立保育所」の次に、「及び市立認定こども園」を加え、同表10の項を同表13の項とし、同表7の項から9の項までを3項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7	女性保護の実施に関すること。			○		
8	家庭児童・女性相			重要	軽易	

談に関する こと。					
9 子ども家 庭支援ネッ トワーク (要保護児 童対策地域 協議会)に 関すること。			重要	軽易	

別表第2の7の(3)の表4の項中「海上アクセス」を「宇治山田港旅客ターミナル」に改め、同表5の項中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改め、10の項を次のように改める。

10 交通規制 等に関する 要望書の処 理			○		
--------------------------------	--	--	---	--	--

別表第2の9の(2)の表を次のように改める。

(2) 生活福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	総合支所長	課長	
1 住民基本台 帳事務の処理		重要	簡易	定例的かつ 簡易	
2 戸籍事務の 処理				○	
3 印鑑(認可)				○	

地縁団体に係るものを除く。)の登録及び証明並びに主管する事務に係る証明				
4 外国人登録の申請等の受理及び処理			○	
5 公的個人認証に関すること。			○	
6 埋火葬の許可			○	
7 死産の届出の受理			○	
8 各種税証明書発行			○	
9 税務標識の交付			○	
10 自動車の臨時運行許可			○	

別表第2の9の(3)の表を削る。

別表第2の10の表保育所の項の次に次のように加える。

認定こども園	1 認定こども園の運営及び行事の実施
--------	--------------------

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改める。

別表第1 二生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表二福の項を削り、同表小生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表小福の項を削り、同表御生の項中「生活環境課」を「生活福祉課」に改め、同表御福の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市経営戦略会議規程の一部を改正する規程

伊勢市経営戦略会議規程（平成 17 年伊勢市訓令第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 3 条第 1 項中第 10 号から第 12 号までを削り、第 13 号を第 10 号とし、同条第 1 項に次の 1 号を加える。

第 5 条第 1 項中「、病院事業管理者、消防長」を「、消防長、各総合支所長」に改める。

(11) 市立総合病院事務部長

別記様式中

付議事項提出部局	
----------	--

を

付議事項提出部局	
該当する審議事項	

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業管理規程第3号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第4条第2項中「伊勢市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関」の次に「(以下「出納取扱金融機関」という。)」を、「伊勢市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関」の次に「(以下「出納取扱金融機関」という。)」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第4条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定しようとするときは、契約を締結しなければならない。

2 管理者は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第17条の2の規定により口座振替の方法により収納する場合は、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に対し納入通知書を送付するものとする。ただし、磁気テープによる口座振替処理の場合は、収納の内容を記録した磁気テープを納入通知書とみなして処理することができる。

第17条中「伊勢市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)」若しくは伊勢市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)」を「出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える

(口座振替の方法による納付)

第 17 条の 2 出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関は、納入義務者から公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 2 の規定により口座振替の方法により納入する旨の申出を受けたときは、直ちに当該納入義務者の預金口座から水道事業又は下水道事業の預金口座に受入れの手続きをとらなければならない。

第 27 条第 1 項中「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「地方公営企業法施行令」に改める。

第 39 条第 1 項中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 50 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定により、平成 23 年度固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受ける者のうち、次に掲げる地域に住所又は 6 居所を有するものについては、第 1 納期限（平成 23 年 5 月 2 日）を延長します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 納期限を延長する地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県

2 納期限を延長する期日

別途市長が定める日

3 納期限を延長する理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生により被災した可能性があるため。

伊勢市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

2 委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、退職手当審査会に関する事務を三重県市町職員退職手当組合に委託することについて、次のとおり規約を定めたので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 伊勢市は、職員（合併前の二見町、小俣町又は御菌村の職員として在職した者で引き続き伊勢市職員として任用された者を除く。）の退職手当の支給に関する事務のうち、伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）第 17 条に規定する退職手当審査会に関する事務（以下「委託事務」という。）を三重県市町職員退職手当組合（以下「組合」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 前条に掲げる委託事務については、組合の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務に要する経費は、伊勢市の負担とし、伊勢市は、これを組合に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、組合の管理者（以下「組合長」という。）が伊勢市長と協議して定める。

第4条 組合長は、その委託事務に係る収入及び支出については、組合予算に計上し、経理するものとする。

2 組合長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を伊勢市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 委託事務について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、組合長と伊勢市長は、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 委託事務について適用される組合の条例等の全部若しくは一部を改正しようとする場合においては、組合長は、あらかじめ、伊勢市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、伊勢市長は当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

（組合の条例等の公表）

2 伊勢市長は、この規約を告示する際、併せて事務委託に関する組合の条例等が伊勢市に適用される旨及びこれらの組合の条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止）

- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務に関する収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り精算するものとする。

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 河 原 昭 剛

伊勢市藤里町 189 番地 43

変更後 宮 嶋 通 久

伊勢市藤里町 189 番地 62

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 武 男

伊勢市東豊浜町 1301 番地

変更後 辻 井 由 和

伊勢市東豊浜町 3523 番地

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 広 垣 肇

伊勢市西豊浜町 1849 番地

変更後 大 仲 文 博

伊勢市西豊浜町 1850 番地

伊勢市告示第 57 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番 1 地先まで	旧	4.6~11.4	49.0
			新	4.6	49.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 58 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間
元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 月 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 59 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように

道路の供用を開始します。

平成 23 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
裏浜第 3 線	伊勢市村松町字西里 57 番 24 地先から 伊勢市村松町字西山 1 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 4 月 4 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 23 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上野町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理および共有財産の保全
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 区域

本会の区域は伊勢市上野町全域の内、167 番地から 330 番地 1 まで、355 番地、2754 番地 1 から 2754 番地 5 まで、2842 番地 3 から 2842 番地 4 まで、2855 番地 5 から 2855 番地 8 まで、3320 番地から 3539 番地までを除く区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、上野町自治会会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

久保 芳洋

伊勢市上野町 1192 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 23 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

大世古町会連合会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げる地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 町民相互の親睦を図り、町民の文化活動の支援と健康で明るいまちづくりを実践する諸活動に関する事。
- (2) 非常災害時の救助援護について必要な奉仕活動に関する事。
- (3) 防災・防犯、交通安全及び保健衛生に関する事。
- (4) 町自治及び市政への協力活動に関する事。
- (5) 広報、回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡と親睦に関する事。
- (6) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (7) 公民館等、施設の維持管理に関する事。
- (8) 町内の祭事に関する事。
- (9) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

3 区域

本会の区域は、伊勢市大世古 1 丁目から 4 丁目までとし、6 町会に区分する。

4 事務所

本会の事務所は会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西井 徹

伊勢市大世古3丁目1番72号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成23年4月1日

伊勢市告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 23 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

宮後町会

2 規約に定める目的

町会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことによる、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡
- (2) 会員相互の親睦と融和を図る行事の実施
- (3) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (4) 防犯、防災等の保安維持
- (5) 公会堂等、施設の維持管理
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

町会の区域は、伊勢市宮後 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の区域とする。

4 事務所

町会の事務所は、伊勢市宮後 2 丁目 3 番 21 号、宮後公会堂内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

石原 貞夫

伊勢市宮後 2 丁目 20 番 20 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の

選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 町会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 63 号

伊勢市市税条例(平成 17 年伊勢市条例第 51 号)第 18 条の 2 の規定により、市民税及び県民税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く)又は納付若しくは納入について、下記に掲げる地域に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有するものについては、その期限を延長します。

平成 23 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県

2 期限を延長する期日

別途市長が定める日

3 期限を延長する理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生により被災した可能性があるため。

伊勢市告示第 64 号

平成 23 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 23 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年度一般廃棄物処理実施計画

この計画における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

1 当計画で定める一般廃棄物の種類と区分

(1) 家庭系一般廃棄物

市内の家庭から排出される燃えるごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、資源物。

※資源物とは、缶・金属類、資源びん、紙・布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラス・くずびん類、陶磁器類、蛍光管、乾電池、てんぷら油のこと。

(2) 事業系一般廃棄物

市内での事業活動に伴い排出される廃棄物（産業廃棄物を除く）。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

2 処理計画区域

処理計画区域は、本市全域とする。

3 一般廃棄物発生量及び平成23年度処理目標値

(1) 一般廃棄物発生量実績値及び平成23年度処理目標値

*し尿・浄化槽汚泥の平成23年度目標値については、見込量とする。

	ごみ (t)					し尿 (k l)	浄化槽汚 泥 (k l)
	燃えるごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	資源物	計		
21年度 実績値	44,015	1,669	955	10,810	57,449	12,521	40,217
23年度 目標値	41,232	2,032	927	13,637	57,828	10,976	38,348

(2) 施策目標値

基本方針	基本施策	主体	施策例	内容	21年度実績値	23年度目標値
1. 3Rの推進	重点施策	行政	生ごみ処理機を利用した生ごみの堆肥化・減量化の支援	生ごみ処理機購入補助金交付件数	139基	135基
	3)再生利用(リサイクル)の推進	市民・地域組織	資源物の分別・排出の徹底	資源化率*	18.61%	23.33%
3. 市民・地域組織・事業者・行政による協働の推進	1)ごみに関する教育、学習、啓発の充実	行政	出前授業の開催	ごみの分別等についての説明会実施回数	13回	15回

*資源化率(%) = (再生資源回収団体の資源回収量 + 資源回収量) / (再生資源回収団体の資源回収量 + ごみ総排出量) × 100

4 「伊勢市ごみ処理基本計画」に基づく取組の実施

伊勢市は、「伊勢市ごみ処理基本計画」において、“私たちからはじめよう！ごみをゴミにしないまち・伊勢 ～市民・地域組織・事業者・行政がともにごみゼロをめざして～”を基本理念とし、理念を実現するための施策の基本方針を、“1. 3R（ごみの減量と資源化）の推進”“2. 安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進”“3. 市民・地域組織・事業者・行政による協働の推進”と掲げている。

今年度は、これらの基本方針に基づき、基本理念の実現のため、市民・地域組織・事業者・行政が一体となり、以下の施策などに取り組むものとする。

《共通》

- ・ ごみとする前に再使用に努める。
- ・ 家庭・地域・職場などで環境教育を実施する。
- ・ 各施策について主体的に実施し、必要に応じて連携する。

《市民及び地域組織》

- ・ 生ごみの水切り及び乾燥を徹底する。
- ・ 生ごみ処理機を活用し、生ごみの堆肥化・減量化を図る。
- ・ 生ごみを出さない調理を実施する。
- ・ ごみの発生抑制のため、過剰購入の抑制や詰め替え商品の利用、過剰包装の辞退、レジ袋の利用抑制などに努める。
- ・ 資源物集団回収の推進に努める。

- ・ 缶・金属類や天ぷら油などの資源物の分別排出を徹底することで、再生利用に努める。
- ・ 再生利用製品を優先的に購入・使用する。
- ・ ごみの分別排出、回収ルールを遵守する。
- ・ 燃えるごみの集積化を推進する。
- ・ ごみの排出場所の清潔を保持する。
- ・ 環境学習の場へ出席する。

《事業者》

- ・ 食品リサイクル法の趣旨に沿った減量化、資源化を検討する。
- ・ ごみの発生抑制のため、使用期限または消費期限内に使用または消費される工夫や、詰め替え商品の開発、過剰包装の抑制、レジ袋の利用抑制の支援などに努める。
- ・ 分別排出を徹底する。
- ・ 事業活動等を題材にした学習機会を提供する。
- ・ 環境技術等の情報提供または発信する。
- ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正処理に努める。

《行政》

- ・ 生ごみのバイオガス利用について検討する。
- ・ 生ごみ処理機を利用した生ごみ堆肥化、減量化を支援する。
- ・ 分別排出を指導徹底する。
- ・ 燃えるごみの集積所の設備設置を支援する。
- ・ 資源物の排出場所を整備する。
- ・ 適正な収集体制を構築する。
- ・ 収集効率の向上に努める。
- ・ 児童・生徒を対象に、学校へ環境教育を実施する。
- ・ 住民説明会、ごみカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどにより啓発する。

5 一般廃棄物の排出方法

一般廃棄物の分別、排出方法及び収集日程については、種類に応じ、以下のとおりとする。

(1) 家庭系一般廃棄物

- ・ 家庭系一般廃棄物（動物の死体を除く）を排出するにあたっては、【別紙1】のとおり分別し、市の指定日に、居住する地域で決められた場所へ排出すること。なお、市は、【別紙1】のとおり排出された一般廃棄物を収集運搬し、各処理施設へ搬入する。また、各処理施設の搬入基準等に基づき「平成23年度版ごみカレンダー」を作成し、市内の全世帯へ配布することにより周知徹底を図り、適正排出の向上について関係機関等と協力のうえ推進する。

なお、市が収集しない廃棄物（排出禁止物）については、以下のとおり所定の処分すること。

排出禁止物（例示）	処分方法
容積、重量が著しく大きいもの （建築廃材、タイヤ（125cc以上の車両）、バッテリー、農機具、漁具等）	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者に依頼し、適正に処理すること。
危険性のあるもの （消火器、ガスボンベ等）	
有害性のあるもの （農薬、毒物、劇物、溶剤、感染性を有する物）	
フロンの含まれているもの （冷水機、冷風機、除湿機等）	
特別管理一般廃棄物	当該物許可を得ている特別管理産業廃棄物処理業者へ、適正処理を依頼すること。
特定家庭用機器廃棄物	リサイクル料金を支払い、家電小売店（販売店）又は家電リサイクル受付センターに引取りを依頼すること。または、指定引取場所に直接持ち込むこと。
パソコン	所有のパソコンメーカーかパソコン3R推進センターに問い合わせ、リサイクル料金を支払い郵便局へ引取りを依頼すること。または、郵便局に直接持ち込むこと。（※PCリサイクルマークの付いているパソコンはリサイクル料金不要。）
オートバイ	廃棄二輪車取扱店か指定引取窓口にお問い合わせ、リサイクル料金を支払い、引取りを依頼すること。または、指定引取窓口で直接持ち込むこと。（※二輪車リサイクルマークの付いているオートバイはリサイクル料金不要。）

※在宅医療廃棄物の処理については、鋭利な物（針等）は医療機関へ持ち込みとし、それ以外の非鋭利な物については収集を行うこととする。

（2）事業系一般廃棄物

事業活動に伴い発生する一般廃棄物については、事業者自らが伊勢広域環境組合ごみ処理施設へ搬入する、もしくは、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託のうえ排出すること。

なお、産業廃棄物との分別を徹底し、適正処理に努めること。

（3）し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、し尿収集運搬業許可業者が、市民または事業者からの依頼を受け、伊勢広域環境組合クリーンセンターへ収集運搬すること。また、

収集車両の通行障害及び凍結等により汲み取り作業等に支障を及ぼすことのないよう、計画的に実施すること。

市民または事業者は、し尿または浄化槽汚泥を公共用水域等に放流してはならない。

6 収集運搬及び処理主体

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系 一般廃棄物	直営収集 委託収集 自己搬入 民間業者	伊勢広域環境組合各処理施設 民間業者	伊勢、小俣廃棄物投 棄場又は民間業者 等
事業系 一般廃棄物	自己搬入 民間業者	伊勢広域環境組合各処理施設 民間業者	
し 尿 浄化槽汚泥	民間業者	伊勢広域環境組合各処理施設	民間業者

7 処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	所在地	対象物	備 考
伊勢広域環境組合 可燃ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町 653 番地	燃えるごみ	設置者：伊勢広域環境組 合

(2) 再資源化処理施設

施設名	所在地	対象物	備 考
伊勢広域環境組合 リサイクルプラザ	伊勢市西豊浜町 653 番地	プラスチック製容器 包装、資源びん、ペ ットボトル、ガラ ス・くずびん類、陶 磁器類、乾電池、蛍 光管	設置者：伊勢広域環境組 合
有限会社いせ梅田 【本庁管内】	伊勢市小俣町元 町 1571 番地	紙・布類	設置者：有限会社いせ梅 田

株式会社幸伸 【二見、小俣、御 菌総合支所管内】	伊勢市西豊浜町 290番地1	紙・布類	設置者：株式会社幸伸
有限会社山本建材 伊勢営業所	伊勢市一色町 1735番地	てんぷら油	設置者：有限会社山本建 材
未定	未定	埋立ごみ	

(3) 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	対象物	備 考
伊勢広域環境組合 粗大ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町 653番地	缶・金属類 粗大ごみ	設置者：伊勢広域環境組合

(4) 最終処分場(埋立施設)

施設名	所在地	埋立残余容量	備 考
【本庁管内】 伊勢廃棄物投棄場	伊勢市朝熊町 2892 番地 2	5,156 m ³	設置者：伊勢市
【小俣総合支所管内】 小俣廃棄物投棄場	伊勢市小俣町新村字休坂 92 番地 1	14,294 m ³	設置者：伊勢市

※平成23年3月末時点

(5) し尿処理施設

施設名	所在地	対象物	備 考
伊勢広域環境組合 クリーンセンター (し尿処理施設)	伊勢市植山町 向山 245 番地 1	し尿 浄化槽汚泥	設置者：伊勢広域環境組合

【別紙1】

排出方法及び種類別収集方法一覧(家庭系一般廃棄物)

区分		種別	地区別	収集体制	収集方法	排出頻度	容器指定
	燃えるごみ	市内全域(御薗町除く)	直 営	ごみ集積所	週2回	指定ごみ袋	
		御薗町	委 託				
	缶・金属類	市内全域(御薗町除く)	直 営	資源ステーション	月1回	指定の回収袋 及び容器【黄色】	
		御薗町	委 託				
		市内全域(御薗町除く)	直 営	資源拠点ステーション	【大湊・宮本・北浜・沼木】 毎週月曜～金曜、日曜 【上記以外】 毎週水曜、土曜、日曜及び祝日		
		御薗町	委 託				
	粗大ごみ	市内全域	直営及び一部委託	町内一斉	年1回	なし	
	有料収集	市内全域	直 営	戸別	随時		
資源物	資源びん	市内全域(二見町除く)	委 託	資源ステーション	月1回	指定の回収容器 【3色:白、茶、その他】	
		二見町	直 営				
		市内全域(二見町除く)	委 託	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
		二見町	直 営				
	紙・布類	市内全域(二見町除く)	委 託	資源ステーション	月1回	紐でしばって出す	
		二見町	直 営				
		市内全域(二見町除く)	委 託	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
		二見町	直 営				
	ペットボトル	市内全域(二見町除く)	委 託	資源ステーション	月1回	指定の回収袋【青色】	
		二見町	直 営				
		市内全域(二見町除く)	委 託	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
		二見町	直 営				
	プラスチック製 容器包装	市内全域(二見町除く)	委 託	資源ステーション	週1回	指定の回収袋 【オレンジ色】	
		二見町	直 営				
		市内全域(二見町除く)	委 託	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
		二見町	直 営				
	ガラス・くずびん類	旧伊勢市	直 営	資源ステーション	月1回	指定の回収容器【青色】	
		二見町					
		小俣町	委 託				
		御薗町					
		旧伊勢市	直 営	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
		二見町					
		小俣町	委 託				
		御薗町					
陶磁器類	旧伊勢市	直 営	資源ステーション	月1回	指定の回収容器 【オレンジ色】		
	二見町						
	小俣町	委 託					
	御薗町						
	旧伊勢市	直 営	資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ			
	二見町						
	小俣町	委 託					
	御薗町						
	てんぷら油	市内全域	委 託	資源拠点ステーション (厚生を除く)及び公共施設	各施設の開場日時	指定の回収容器	
	乾電池・蛍光管	市内全域	直 営	公共施設及び販売店	全日(ただし、休館日は除く)	指定の回収容器	
				資源拠点ステーション	上記排出頻度 (缶・金属類)と同じ		
	埋立ごみ(投棄場)	市内全域	搬入者が伊勢・小俣廃棄物投棄場へ直接搬入(※ガレキ類に限る)				

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 山 口 早 苗

伊勢市中之町 20 番地 99

変更後 天 白 晴 耕

伊勢市中村町 325 番地 301

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 浅 沼 良 一

伊勢市柏町 553 番地

変更後 米 田 和 生

伊勢市柏町 574 番地

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 坂 口 久 幸

伊勢市神菌町 1091 番地

変更後 小 林 勝 己

伊勢市神菌町 982 番地

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 忠 昭

伊勢市村松町 65 番地

変更後 濱 口 好 正

伊勢市村松町 388 番地 1

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 鈴木 豊 司

伊勢市下野町 668 番地

変更後 鈴木 宏 明

伊勢市下野町 724 番地

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 森 下 洋 明

伊勢市檜原町 593 番地 1

変更後 中 西 林五郎

伊勢市檜原町 149 番地

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 山 中 俊 雄

伊勢市東豊浜町 3292 番地

変更後 中世古 忠

伊勢市東豊浜町 1101 番地

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 三 井 建 次

伊勢市上野町 3537 番地

変更後 上 島 良 久

伊勢市上野町 3418 番地

伊勢市告示第 73 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 の第 2 項及び同法第 115 条の 15 の第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び同法第 115 条の 20 第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

伊勢度会医療生活協同組合

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名称 在宅総合センター宮川さくら苑認知症対応型デイサービス

所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号

3 廃止の年月日

平成 23 年 3 月 31 日

4 サービスの種類

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第 74 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 みえ医療福祉生活協同組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 在宅総合センター宮川さくら苑夜間対応型訪問介護ほっとステーション
所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
夜間対応型訪問介護

伊勢市告示第 75 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 22 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
社会福祉法人 伊勢医心会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市南地域包括支援センター
所在地 伊勢市二俣町 577 番地 9
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 76 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 に規定する委託を受けた者から地域包括支援センターの設置の届け出があったので、同法第 115 条の 45 第 6 項において準用する同法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 地域包括支援センターの名称
伊勢市南地域包括支援センター
- 2 地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人 伊勢医心会
- 3 地域包括支援センターの所在地
伊勢市二俣町 577 番地 9
- 4 設置の年月日
平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 77 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 特定非営利活動法人まみいはんど
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 小規模多機能ふるさと楓の家
所在地 伊勢市楠部町 510 番地 93
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 78 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 株式会社 森伸
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 小規模多機能ホーム森伸宮川
所在地 伊勢市佐八町 2027 番地 4
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 79 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 みえ医療福祉生活協同組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 在宅総合センター宮川さくら苑こもれび
所在地 伊勢市中島 2 丁目 20 番 8 号
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第 80 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 みえ医療福祉生活協同組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 在宅総合センター宮川さくら苑認知症対応型デイサービス
所在地 伊勢市中島 2 丁目 24 番 24 号
- 3 指定の年月日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第81号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が公示された年月日
平成23年4月12日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
岩渕3（岩渕3丁目及び岩渕町）
岩渕2（岩渕2丁目）
岩渕1（岩渕1丁目）
- 4 調査期間
平成23年4月14日から平成24年3月31日

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 長 澤 藤吉郎

伊勢市上地町 1622 番地

変更後 中 上 智 司

伊勢市上地町 1702 番地

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成23年4月11日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成23年4月18日（月）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第15号 伊勢市指定有形文化財の指定の解除について

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館 |
| 2 日 時 | 平成 23 年 4 月 10 日（日） 午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 68 条の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市船江 1 丁目 3 番 5 号	鈴木 市郎	伊勢市二見町 溝口 6 1 9 番地 2	森本 保治

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における投票所を別紙のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

平成23年4月10日執行予定 三重県知事選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田1丁目 10-20	宇治公民館
2	高麗広	宇治今在家町 551	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町 55-1	伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町 5	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目 18-21	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第2	岩渕1丁目 7-29	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目 2-5	伊勢市立有緝小学校体育館
8	有緝第2	船江2丁目 2-29	有緝幼稚園
9	有緝第3	船江3丁目 11-44	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目 9-11	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第2	宮後2丁目 3-21	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐3丁目 8-9	伊勢市市民武道館
14	中島第1	二俣1丁目 2-17	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目 13-4	中島幼稚園
16	中島第3	辻久留3丁目 17-5	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港 294- 2	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118-194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目 7-18	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町 1648	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町 1682	一色町公民館
22	宮本第1	旭町 349	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第2	佐八町 2287	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第1	西豊浜町 1779	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町 299	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第1	有滝町 2638	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町 4011-1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町 201-1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町 1478	伊勢市立城田小学校体育館
30	城田第2	栗野町 1540-1	伊勢市立城田中学校
31	四郷第1	楠部町 2484	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町 1188	朝熊町会館
33	四郷第3	鹿海町 994-1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町 1215	伊勢市農村環境改善センター
35	沼木第2	円座町 1579	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町 185-1	中西 克秀 宅
37	沼木第4	矢持町菖蒲125-2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江 683	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色 3	今一色小学校屋内運動場
40	二見第3	二見町茶屋 209	二見公民館
41	二見第4	二見町山田原 446-1	五峰保育園
42	小俣第1	小俣町本町 3	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町 540	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館
45	小俣第4	小俣町明野 1939	明野小学校体育館
46	小俣第5	野村町里前中道東5番2	伊勢市小俣児童体育館(北部児童体育館)
47	御菌第1	御菌町高向 686-6	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向 2589-1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋 1221	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條 1173-1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 25 条の規定により告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

平成23年4月10日執行予定 三重県知事選挙投票管理者及び同職務代理人一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修	伊勢市宇治浦田1丁目9番18号	杉坂 行茂	伊勢市御菌町長屋2027番地1	米本 武俊
高麗広	伊勢市宇治浦田1丁目24番27号	梶原 好美	伊勢市藤里町552番地4	梅谷 隆継
修道第1	伊勢市中之町248番地4	村山 彰	伊勢市宇治浦田1丁目17番16号	近藤 知子
修道第2	伊勢市鹿海町3430番地78	丸岡 正之	伊勢市楠部町54番地6	中村 哲也
明倫第1	伊勢市岩渕1丁目16番3号	富山 孝久	伊勢市尾上町1番21号	岩崎 成児
明倫第2	伊勢市勢田町302番地41	下村 浩司	伊勢市田尻町423番地1	西村 圭二
有緝第1	伊勢市船江3丁目20番71号	河原田 充	伊勢市河崎3丁目2番6号	阿竹 信一
有緝第2	伊勢市船江4丁目12番13号	前村 俊和	伊勢市勢田町917番地87	大滝 真一
有緝第3	伊勢市船江2丁目11番4号	江原 博喜	伊勢市船江4丁目16番44号	阿竹 美幸
厚生第1	伊勢市小木町248番地3	北村 勇二	伊勢市大世古4丁目7番50号	世古口 睦
厚生第2	伊勢市久世戸町72番地31	成川 誠	伊勢市神田久志本町1064番地7	八田 信
厚生第3	伊勢市二見町三津841番地1	山本 辰美	伊勢市浦口4丁目2番10号	山中 宏幸
早修	多気郡明和町大字蓑村52番地2	野田 幸保	伊勢市常磐2丁目9番14号	増田研一郎
中島第1	伊勢市浦口4丁目5番18号	岩佐 香	伊勢市浦口4丁目2番8号	西山 正裕
中島第2	伊勢市旭町54番地3	中村 高弘	伊勢市中島1丁目11番17号	伊藤 元樹
中島第3	伊勢市宮川2丁目4番44号	太田 勝美	伊勢市藤里町1番地37	大桑 和秀
神社	伊勢市船江3丁目20番71号	河原田篤子	伊勢市下野町125番地	岩田 正美
大湊	伊勢市馬瀬町1199番地13	堀 毅	伊勢市小俣町元町1139番地3	南 裕之
浜郷第1	度会郡玉城町妙法寺613番地48	藤井 良輝	伊勢市下野町232番地7	鎌田 茂樹
浜郷第2	伊勢市一之木3丁目20番5号	高村 貞子	伊勢市神田久志本町1274番地	丸山 美幸
浜郷第3	伊勢市御菌町新開480番地11	西川 貴也	伊勢市二見町溝口146番地	出口 昌司
宮本第1	伊勢市二見町今一色530番地1	中村 龍平	伊勢市藤里町1番地98	森田 一成
宮本第2	伊勢市大倉町1553番地10	掛橋 徳治	伊勢市藤里町449番地1	山本 真史
豊浜第1	伊勢市西豊浜町1501番地	大西 要一	伊勢市西豊浜町5428番地4	川面 吉弘
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1550番地	辻 浩利	伊勢市東豊浜町1514番地1	荒木 一彦
北浜第1	伊勢市村松町3973番地2	大野 安道	度会郡玉城町下田辺879番地7	木村扶美夫
北浜第2	伊勢市村松町3200番地7	可児 文敏	伊勢市小俣町明野1644番地4	日置 和宏
北浜第3	多気郡明和町大字蓑村98番地	北岡 茂子	伊勢市東大淀町71番地21	森 大輔
城田第1	伊勢市上地町1731番地	中上 雅弘	伊勢市上地町1795番地3	山口 一馬
城田第2	伊勢市磯町914番地	奥山 茂	伊勢市中須町1023番地	西井 清子
四郷第1	伊勢市中村町1066番地	田邊 隆美	伊勢市中村町1090番地	中内 悠介
四郷第2	伊勢市楠部町199番地35	山川 哲史	伊勢市中村町302番地123	上田 淳一
四郷第3	伊勢市鹿海町1271番地	奥野やす子	伊勢市楠部町2040番地1	豊田 典久
沼木第1	伊勢市小俣町新村265番地	山本 新一	伊勢市中須町468番地1	小林 進
沼木第2	伊勢市上地町450番地25	谷口 尚	伊勢市栗野町1032番地	鈴木 光代
沼木第3	伊勢市横輪町420番地	岡 康弘	伊勢市磯町515番地2	山口 徹
沼木第4	伊勢市宮後3丁目7番71号	古布 武	伊勢市上地町450番地25	谷口 久美

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
二見第1	伊勢市二見町松下1998番地4	東端 弘泰	伊勢市二見町山田原206番地4	山本 佳典
二見第2	伊勢市御菌町王中島302番地4	世古口幸喜	伊勢市二見町西1025番地2	大井戸清人
二見第3	伊勢市小俣町相合1092番地	中西 正夫	伊勢市二見町荘1707番地	吉居 寛典
二見第4	伊勢市中村町959番地	世古口真弓	伊勢市二見町山田原69番地18	濱千代雅章
小俣第1	伊勢市小俣町本町97番地	森 明彦	度会郡度会町棚橋192番地6	松井 紀和
小俣第2	伊勢市小俣町宮前621番地2	田中 正彦	伊勢市小俣町本町292番地8	加藤 秀樹
小俣第3	伊勢市小俣町相合537番地2	村田 浩一	伊勢市小俣町元町1452番地	倉野 隆宏
小俣第4	伊勢市小俣町明野1644番地2	中川 孝司	伊勢市小俣町本町292番地4	山神 一洋
小俣第5	伊勢市小俣町宮前260番地	椿 秀樹	伊勢市小俣町本町714番地	田端 幸孝
御菌第1	伊勢市御菌町高向2531番地	岩村 敏彦	伊勢市小俣町相合351番地	江崎 里美
御菌第2	伊勢市御菌町高向518番地1	吉崎 章	伊勢市御菌町高向489番地4	中村 昌弘
御菌第3	伊勢市御菌町長屋1308番地	中東 松衛	伊勢市御菌町長屋263番地	中居 渉
御菌第4	伊勢市御菌町上條176番地	奥野 幸一	伊勢市御菌町上條595番地	堀畑 智男

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
306	株式会社綿彦	伊勢市小俣町明野 634 番地	平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
27	有限会社射和土木	多気郡明和町斎宮 3734 番地 3	平成 23 年 3 月 31 日
38	房都設備	四日市市西坂部町 2489 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日
52	有限会社ヤマカ建設	伊勢市二見町茶屋 52 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日
76	有限会社中部エンジニアリング	伊勢市柏町 8 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日
85	株式会社新谷土建	伊勢市辻久留 2 丁目 7 番 17 号	平成 23 年 3 月 31 日
214	有限会社ナカムラ工業	志摩市浜島町浜島 2961 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日
215	テクノ・コスモ	伊勢市西豊浜町 3186 番地 2	平成 23 年 3 月 31 日
239	東海ハウス	松阪市春日町 2 丁目 200 番地 1	平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
257	小川住設	鈴鹿市白子町 1689 番地 3	平成 23 年 4 月 1 日
330	リフォーム・プロ	度会郡玉城町蚊野 2088 番地 1	平成 23 年 4 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

都市計画法（昭和43 年法律第100 号）第63 条第 2 項において準用する同法第62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 23 年 4 月 13 日

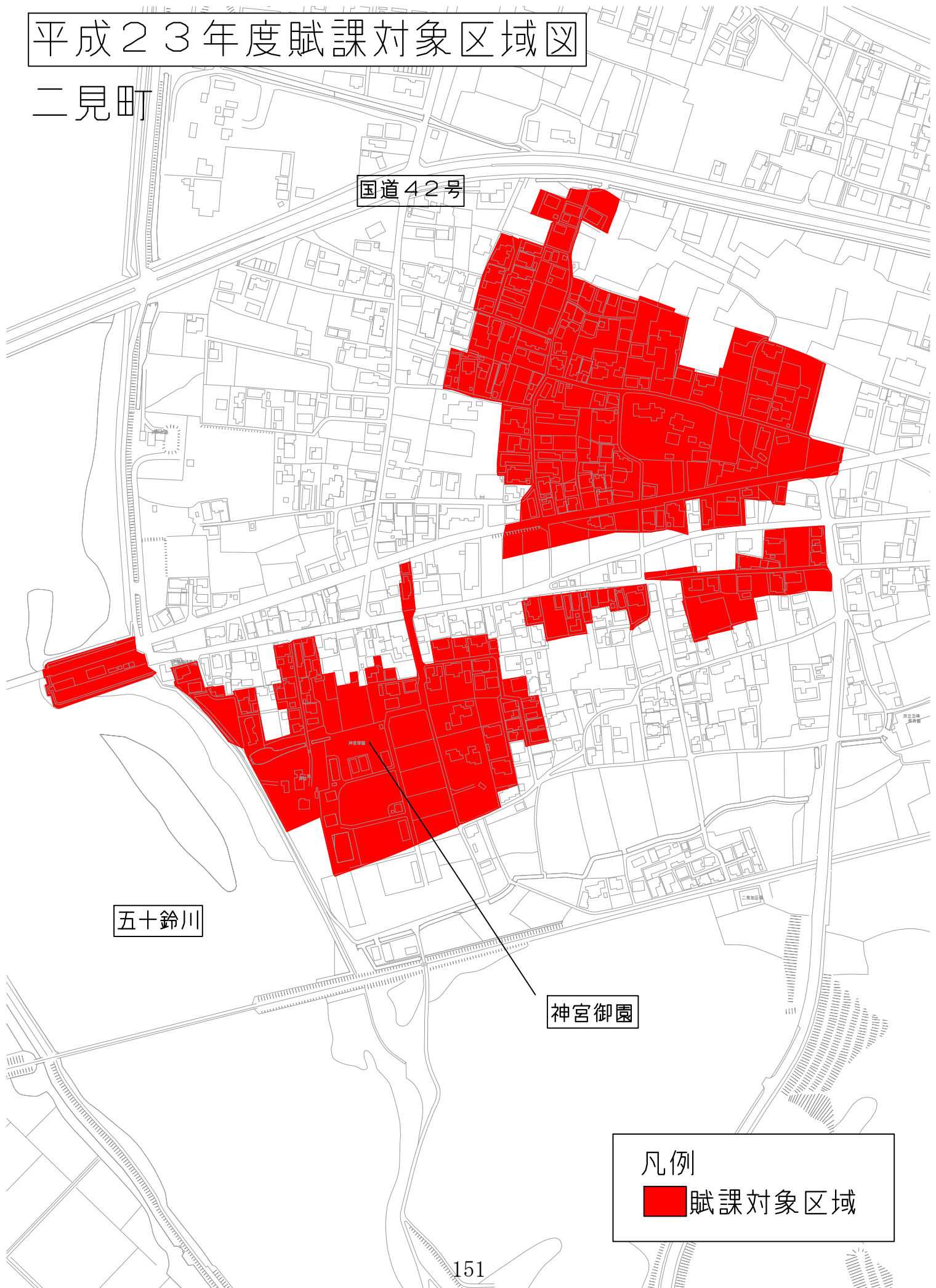
伊勢市長 鈴木 健 一

平成 23 年度賦課対象区域

二見町溝口、御菌町高向及び御菌町長屋の各一部

平成23年度賦課対象区域図

二見町



平成23年度賦課対象区域図

御園町


宮川

御園総合支所

国道23号

宮町駅

凡例

 賦課対象区域

伊勢市公告第 26 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市有滝町	雑種	茶黒	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 23 年 4 月 3 日

3 抑留期限 平成 23 年 4 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 27 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 23 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
株式会社 丸二	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号

伊勢市病院事業公告第2号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成23年4月8日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

次のとおり職員の募集を行います。

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 15人程度（随時採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和36年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③看護師免許証の写し
④日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成24年3月30日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線 216）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市病院事業公告第3号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成23年4月8日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

1 採用職種及び採用予定者数

薬剤師 1人程度（随時採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、宿日直勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
① 本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
② 返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③ 薬剤師免許証の写し
④ 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成24年3月30日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線 216）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市病院事業公告第4号

次のとおり看護職員奨学生を募集します。

平成23年4月8日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

1 募集対象者及び予定人数

現在、看護師の養成施設に在学し、将来、市立伊勢総合病院において、看護師の業務に従事しようとする者

平成23年度入学者 5人

その他在校生 5人程度

2 貸与額 月額50,000円

3 応募方法

次の書類を市立伊勢総合病院総務課へ奨学生希望者本人が持参または郵送してください。

(1) 奨学金申請書

(2) 履歴書

(3) 看護師の養成施設長の推薦書

なお、「(1) 奨学金申請書」には、連帯保証人2名の署名と身分が証明できるものがが必要です。

4 募集期間 平成23年4月11日(月)～平成23年5月20日(金)

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日は除きます。

郵送の場合は、平成23年5月18日(水)の消印有効。

5 選考の日時・場所及び方法

平成23年5月28日(土)

日時及び場所は、申請者に追って通知します。

選考方法は口述試験(面接)です。

6 奨学金の貸与

合格者については、「市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例」及び「市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例施行規程」に基づき、奨学金を貸与します。(貸与期間の開始時期 平成23年4月)

7 奨学金の返還免除条件

貸与を受けた期間と同じ期間、市立伊勢総合病院の看護職員として業務に従事した場合、貸与額全額の返還を免除します。その他、詳細については、お問合せ下さい。

8 その他

看護職員奨学生の募集についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へ。

(電話 0596-23-5111 内線 216)

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「看護職員奨学生申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市監査委員公表第3号

平成22年度随時監査結果(意見)に対する措置状況を、地方自治法第19条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年4月15日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 広 耕太郎

随時監査結果に対する措置状況

随時監査

【教育委員会】

所管課等	監 査 結 果	措 置 状 況
教育総務課	<p>意見</p> <p>(1) 安全管理において、今後の各種の工事が一層錯綜してくることが考えられるため、作業通路の確保等場内の整理整頓に心がけられたい。</p> <p>(2) 工程管理において、定例会議にて常にチェックしているとのことであるが、各種の工種が入り乱れることになる、これからの工事、工種間の的確な調整に意を払われたい。</p> <p>(3) 設備工事関連の施工要領書は整備されていたが、目次およびページが完備しておらず、書類として不完全であった。注意されたい。</p>	<p>「処置済み」</p> <p>(1) 定例会議・安全衛生会議・安全パトロール等において場内の整理整頓を徹底して実施した。また、今後の工事についても同様に請負業者を指導していきたい。</p> <p>「措置済み」</p> <p>(2) 定例会議において連絡調整を密に行い、工種間の調整を実施し、工程管理を実施した。また、今後の工事においても、連絡調整を密に行い、的確な工程管理を行っていきたい。</p> <p>「措置済み」</p> <p>(3) 設備工事関連の施工要領書について目次およびインデックスを追加し、書類整備を行った。今後の工事においても、適正な書類を整備していきたい。</p>